○財務省令第五号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十一条の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十五日　　財務大臣　野田　佳彦

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二記載上の注意2中「及び」を「並びに」に、「連結損益計算書」を「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」に改め、同表第一号様式の表中「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同表第二号様式を次のように改める。

連結損益計算書及び連結包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（記載上の注意）

「(1)　連結損益計算書」及び「(2)　連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「(3)　連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1)　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息及び買入手形利息	
買現先利息	
債券貸借取引受入利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
預金利息	
譲渡性預金利息	
コールマネー利息及び売渡手形利息	
売現先利息	
債券貸借取引支払利息	
コマーシャル・ペーパー利息	
借用金利息	
短期社債利息	
社債利息	
新株予約権付社債利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当期純利益	
（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
少数株主損益調整前当期純利益	
（又は少数株主損益調整前当期純損失）	
少数株主利益	
（又は少数株主損失）	
当期純利益	
（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

2　上記のほか、株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

4　法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。